



岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書

岡崎市長及び岡崎市教育委員会教育長（以下「市長等」という。）と愛知県岡崎警察署長（以下「警察署長」という。）は、岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団の排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

記

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務又は事業 岡崎市が行う次に掲げる事務又は事業をいう。

ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ及び借入れ、役務の提供等の調達契約

イ 物品の売払い

ウ 公有財産の売払い又は貸付けの契約

エ 貸付金の貸付けの契約

オ 補助金、交付金等の交付

カ 許認可、登録

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定

ク その他暴力団に利益を与えるおそれがある事務又は事業

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第6号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者をいう。

(7) 排除措置 事務又は事業が暴力団に利益を与えることとならない次に掲げる措置をいう。



ア 競争入札への参加資格を有する者に対する入札参加停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置

イ 許認可等の申請等を拒否し、許認可等を取消し、又は契約等を解除するなどにより事務又は事業の相手方としない措置

ウ 補助金、交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求める措置

エ 指定管理者として指定をしない措置

オ その他暴力団を排除するために有効な措置

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められる法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察署長に対し、照会書（様式第1）により照会することができるものとする。
- (2) 警察署長は、前号の規定による照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2）により回答するものとする。
- (3) 警察署長は、前号の規定により回答するほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3）

により通報するものとする。

4 排除措置の要請及び措置結果の通知

- (1) 警察署長は、排除措置対象法人等に該当すると認める前項第2号の回答又は前項第3号の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、当該法人等の当該事務又は事業からの排除措置の要請を行うものとする。
- (2) 市長等は、前号の排除措置の要請に係る措置の状況を、警察署長に対し、通知書（様式第4）により通知するものとする。
- (3) 警察署長は、市長等が講ずる排除措置に関し必要な助言をすることができる。

5 事務又は事業に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長等は、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関し、妨害（不当な行為等で、事務又は事業の実施の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた旨の申出があった場合は、当該法人等に対して警察へ被害届を提出するよう指導するとともに、警察署長に指導を行った旨を通知するものとする。

6 支援・協力体制

- (1) 市長等は、この合意書に基づいて講ずる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察署長に対し、警察官の派遣を要請することができるものとする。
- (2) 警察署長は、市長等が、この合意書に基づく措置を講ずる際、又は措置を講じた後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害等又は不服申立て等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、及び協力するものとする。

7 情報管理

市長等及び警察署長は、この合意書の規定に基づき取得した個人情報については、適正に管理し、暴力団排除措置以外の目的に使用しないものとする。

8 その他

- (1) 事務又は事業からの暴力団排除に関し、特定の事務又は事業について別に合意書等を締結している場合は、この合意書の規定は適用せず、当該合意書等の定めるところによる。
- (2) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (3) この合意書は、平成24年4月1日から効力を発する。
- (4) 平成19年10月4日付け「岡崎市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成24年2月24日

岡 崎 市
代表者 岡崎市長

柴田 純一



岡崎市教育委員会教育長

江 村 力



愛知県岡崎警察署長

川合 隆善



様式第 1

文 書 番 号
年 月 日

愛知県岡崎警察署長 様

岡崎市長 ⑩
(岡崎市教育委員会教育長 ⑩)

照 会 書

下記の者が、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」の第 2 項に定める排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて照会します。

記

商号又は名称			
所 在 地			
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
備 考	※ 対象となる事務又は事業の名称等についての記載		

部 (局) 課 (室)
担当 :
(内線)

様式第2

文 書 番 号
年 月 日

岡崎市長 様
(岡崎市教育委員会教育長 様)

愛知県岡崎警察署長 ⑩

回 答 書

年 月 日付け(文書番号)で照会のあった件については、下記のとおりです。

記

商号又は名称	
所 在 地	
代 表 者	
回 答 事 項	上記の者は、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」の第2項 ☐ 第 号に該当するので事務又は事業からの排除を要請する。 ☐ 各号に該当しない。
備 考	

様式第3

文 書 番 号
年 月 日

岡崎市長 様
(岡崎市教育委員会教育長 様)

愛知県岡崎警察署長 ⑩

通 報 書

下記の者が、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」
の第2項第 号に該当するので、事務又は事業からの排除措置を要請します。

記

商号又は名称	
所 在 地	
代 表 者	
備 考	





様式第4

文 書 番 号
年 月 日

愛知県岡崎警察署長 様

岡崎市長 (印)
(岡崎市教育委員会教育長(印))

通 知 書

年 月 日付け（文書番号）の排除要請に係る措置の状況は、下記
のとおりです。

記



商号又は名称	
所 在 地	
代 表 者	
措置の内容	
備 考	※排除措置を講じた年月日 年 月 日

